

〈確認書〉

本日の申出の結果、支援措置が行われる場合は、下記の事項について了承します。

令和 年 月 日

申出者署名

- 申出者本人が証明書等の請求を行う場合は、市とあらかじめ決めた下記の方法のみ交付します。
請求場所は、稲沢市役所市民課窓口です。
本人確認書類【運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード(写真付)マイナンバーカード、その他()】
郵送や代理人による請求はできません(コンビニの設置端末でも取れません。また、マイナポータルに必要な情報連携を行った自治体名は表示されません。)
- 公的機関(国、地方公共団体)、金融機関からの請求の場合は住民票、戸籍附票を発行いたします。その際、交付申請があったことを、申出者の方へ個別に通知はしません。
- 住民票等の請求者に対し、場合によってはあなたが支援措置の申出者であることとお話することがあります。
- 戸籍全部事項証明・個人事項証明・謄抄本は、住所が記載されないことから交付制限の対象外となります。戸籍の届出がなされた場合、新本籍地、受理した市区町村が記載されますので、所在地の推測をされないようご注意ください。
- 支援の期間は、申出書を提出し、市が確認をした日から1年間です(新規の場合)。継続の申出は期間終了日の1か月前から受付できます。(期間は、前回の終了日を基準とします。)手続き後に決定通知等でお知らせします。また、期間終了日が近づきましたら約1か前に通知にてお知らせします。継続を希望される場合は、同様の申出書、本人確認書類(運転免許証など)をご持参ください。
継続の申出がなされない場合は、支援の必要がないものとして支援措置を終了させていただきます。
- 支援の必要がなくなった時や、内容に変更があった時は、本人確認書類を持参して市民課窓口までお越しください。書面にて取り下げまたは変更申請をしていただきます。
- 市外に転出する場合で、引き続き支援措置を希望される場合は、改めて申出書を転入先の市区町村に提出が必要です。転入先の市区町村での申出がなければ支援措置は終了します。
- 支援措置の開始時、継続時、支援終了時には文書にてお知らせします。